



児童養育加算の改定

問

本年一月一日から児童手当制度が改正されたと聞きましたが、改正の概要及び生活保護制度上の取扱について説明して下さい。

答

一 児童手当制度の改正

(1) 改正の経緯

児童手当制度は、社会の連帯に基づき児童養育家庭に対し経済的な支援を行い、児童養育家庭の生活安定に寄与するとともに、次代

の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として昭和四十七年一月に発足した制度です。

当初は、第三子以降の児童を養育する家庭を対象にしておりましたが、広く有子家庭を支給対象とする観点から制度が改正され、昭和六十一年六月からは新たに第二子以降を支給対象とすることとされました。更にこの改正の際、法律に制度の検討規定（「児童手当制度については、費用の負担の在り方を含め、その全般に関して更に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべ

きものとする」―附則第四条）が置かれ、制度全般の見直しが課題となっていたところでもあります。

こうした状況の中で、昭和六十三年十月、中央児童福祉審議会児童手当部会の下に「児童手当制度基本問題研究会」が設置され、制度の在り方について、幅広い観点から検討が行われ、同研究会の報告を基に児童手当部会に審議が委ねられ、平成二年十二月、同審議会から「今後の児童手当制度の在り方について」意見具申が行われました。この意見具申の内容を踏まえて、具体的な改正内容が検討され、平成三年二月、児童手当法

の一部を改正する法律案が国会に提出されました。そして、同法案は同年四月可決成立し、五月二日法律第五十四号をもって公布され、一部を除き本年一月一日から施行されることとなりました。

(2) 改正の趣旨

核家族化、女性就労の増大、出生率の低下等児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、二十一世紀の社会を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりの重要な柱として、世代間における社会的な扶養及び児童養育家庭に対する育児支援の強化の観点から改正が行われました。